時事新報

第千二百廿二號

明治十九年三月十三日 土曜日

舊丙戌二月八日（壬申）

日出午前六時十六分 日入午後六時四分
月出午前十時四十九分 月入午後零時四分
滿潮午前十時十分 午後十時三十二分

（西暦一千八百八十六年）

時事新報定價

一枚金一錢〇一箇月前金二十五錢〇三箇月前金六十八錢〇六箇月前金一圓三十錢〇一箇年金二圓五十錢〇郵便税一箇月金廿六錢〇一箇年金三圓十二錢〇本社ニ於テ直接ノ御注文ニ於テハ東京府内及ビ左ノ各地ニ於テハ販賣捌所ヨリ郵送料ニテ配達

但大坂、京都、大津、横濱、神奈川、小田原、靜岡、名古屋、岐阜、金澤、富山、新潟、長岡、高崎、前橋、宇都宮、水戸、福島、仙臺、盛岡、青森、弘前、函館、四日市、津、山田、奈良、和歌山、岡山、廣島、下ノ關、馬關、福岡、長崎、熊本、鹿兒島、高知、德島、松山、八王子、千住、草加、川越、佐倉、東金、市川、千葉、神戸、姫路、堺、甲府、松本、上田、長野、高田、酒田、鶴岡、山形、米澤、秋田、土崎、能代、弘前、八戸、一ノ關、石ノ巻、白石、若松、福井、敦賀等ノ地ニハ此限ニアラズ

○他府縣ニテ郵便ニテ送達スルモノハ郵送料ヲ要セズ又官廳ニ於テ郵便ニテ送リ出ス分ハ凡テ前金ヲ以テ其郵送料ハ不申受候

時事新報廣告料（前金）一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上
十行以下	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
十一行以上三十行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

日本國の鉄道事業　二

世界中に日本ほど鉄道工事の進まざる國と見ず。鐵道鉄道は其進歩は其文明の進歩と與に日本人の意想外に出るもの多し、抑も今の鐵道ある者の誕生と今と古へに溯る六十年前即ち千八百二十五年英國リヴァプール及マンチェスタルの間に始て汽車の往復を開きたるよりの事にて鉄道の開期より千八百八十四年に至るまで英國内、線路の長さ一萬八千六百八十一英里、毎年工事の拙取高、多きも五百里以上、少きも二百里を下らずみれど六十年間に平均するに年々の新線路三百里より少からず而して今年明年亦倚ほ引續き新線の増加を見つゝ止まざるの勢あるなり又次に米國の鉄道を見るに同國にては千八百二十八年始て汽車と鉄道を用ひしより昨千八百八十五年の十二月迄五十七年間に國内線路の長さ十二萬八千四百三十英里、に達し之を六十年來に事例に徴するに鉄道工事の進むこと多きは一年二萬里、少なも三千里を下らず即ち日本に工事と以て英國の工事に比較すれば日本は一にして英國は十五なるに比十五に英國と更に米國に比較するときは英れ一にして米八八に當る、再たび之を詳言すれば日本國は毎年三十英里の鉄道出來たるに米國にては三十英里、米國にては二千四百餘英里宛の新線路落成し去る勢にありとす我輩は米國鉄道工事の速かなる一例を示さん爲め昨年十二月發兌の米國鉄道雜誌より左の表を抄譯して諸君の一覽に供せんとするなり

一千八百七十九年中、合衆國内にて新たに開きたる鉄道線路の里數

一千八百八十年中	四、五七〇英里
一千八百八十年中、同斷	七、一七四
一千八百八十一年中、同斷	九、七八九
一千八百八十二年中、同斷	一一、五九六
一千八百八十三年中、同斷	六、七五三
一千八百八十四年中、同斷	三、九七七
一千八百八十五年中、同斷	三、〇五〇

又英國内の鉄道線路全長　一二八、四三〇

英國の鉄道の進歩の割合を示さんに其

一千八百八十年中	三六一
一千八百八十一年中	五三七
一千八百八十二年中	二四二
一千八百八十二年中	二八二
一千八百八十三年中	二二四
一千八百八十四年	未詳

同年一月英國内の線路全長　一八、六八一

米國鉄道事業の盛んなるは世界無比にして其國の線路は全世界の線路を合はせたるものゝ半よりも倚ほ長しと云ふほどあれば今直に此例と取て日本と推す譯にも往くまじ又英國とても世界第一の商賣國、文明の點に於ては米の外に比肩者なき國柄なればこれと例に日本國れ鉄道事業を云々するれ宜しからずとの論もあらば我輩は枉げて其論に從ひ、左らば佛獨墺露等の諸邦とも飛ぎして其他の未開國の例に就き、凡そ國の程度に割合とせて日本國ほど鉄道の少く又其工事の捗取らざる國ある確證を擧げんとそるなり例へば歐羅巴土耳格の如きはその文化の程度も低く、剩へ歐洲諸邦れ侵凌に逢ふて國の獨立、人の自由さへ全からざる未開國にてありながらも千八百六十五年に始てろの國内に鉄道を敷設し引續き工事を怠らずして去る千八百八十二年みれ九百餘英里れ開通線路ありしとなり又亞弗利加の埃及の如きは言はゞ土耳格れ半屬國よして其上、英佛の二邦より管理を受け、又其國運進歩の程度よしても今の日本人が之に對しては一歩も負と取らざるの氣象あらんかなれども然らば日本人が斯く言ふ其埃及國の文明器具即ち鉄道は如何んと云ふに一昨年の一月、同國の全線路既に一千二百七十六英里に達したりと云へり或は又佛國の屬地たるアルゼリヤの如き未開不文れ蠻民にても我明治十六年一月の調べにて其國鉄道の延長一千零七十七英里、然して倚はその工事の進むこと已まずと云へり其他南亞非利加の智利國が我明治十六年にその國内既に一千三百七十八英里れ線路を有しブラヂル國が我明治十六年に既に開通線路三千五百英里を有して同時に起工中のもの倚は一千五百四十七里の新線路ありなど云ふ如き、孰きも案外なる出來事にて我輩はこの出來事に驚ろくと同時に日本國の鉄道工事と顧みて又大にその緩慢に驚かざると得ざるなり、去ゝに至り人或る異論を挾み日本の鉄道事業も僅々十五年來の事なり此等諸邦の鉄道は日本に先つこと幾年にしてその線路と開きたるものゆゑ同日に論ずべき者に非ずと言ふ、如何にも其言に一理無きには非ずと雖とも其日本に先つと云ふ年月は纔かに五年か六年れ話にして其間に大距離のあらざるは我輩一々茲にその例證と擧げずと云へども若し證明の爲めにその要用もありとならば復たことが掲載の勞と執るを辭せざるなり且つ此等諸邦れ例證と取るに當り我輩の憾みとせしはその國鉄道の概況を知るに近きは二三年前又た遠くして八九年前の統計を掲げたることありこれ孰れも其國の爲めには不利益にして議論の比較にも其権衡を失ふの恐れあるべし何となるに此等の各國此二三年乃至八九年の共間に幾多の鉄道と新設して文明の進みと助けたることならんにそれ之を知られざるは日本と對比して大に損ある地位に立たしむるものなり　（未完）

官報

○勅令　朕陸軍武官官等表ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治十九年三月九日

内閣總理大臣伯爵　伊藤博文
陸軍大臣伯爵　大山巖

勅令第四號

陸軍武官官等表

官	一	二	三
將官	陸軍大將	陸軍中將	陸軍少將 陸軍監督長 陸軍軍醫總監
上長官又佐官	陸軍憲兵大佐	陸軍憲兵中佐	陸軍憲兵少佐
	陸軍歩兵大佐	陸軍歩兵中佐	陸軍歩兵少佐
	陸軍騎兵大佐	陸軍騎兵中佐	陸軍騎兵少佐
	陸軍砲兵大佐	陸軍砲兵中佐	陸軍砲兵少佐
	陸軍工兵大佐	陸軍工兵中佐	陸軍工兵少佐
	陸軍輜重兵大佐	陸軍輜重兵中佐	陸軍輜重兵少佐
	陸軍屯田兵大佐	陸軍屯田兵中佐	陸軍屯田兵少佐
監督部上長官	陸軍一等監督	陸軍二等監督	陸軍三等監督
軍醫部上長官	陸軍軍醫監	陸軍一等軍醫正	陸軍二等軍醫正 陸軍藥劑監
獣醫部上長			陸軍獣醫監

士官又尉官　准士官	一	二	三	准士官
	陸軍憲兵大尉	陸軍憲兵中尉	陸軍憲兵少尉	
	陸軍歩兵大尉	陸軍歩兵中尉	陸軍歩兵少尉	
	陸軍騎兵大尉	陸軍騎兵中尉	陸軍騎兵少尉	
	陸軍砲兵大尉	陸軍砲兵中尉	陸軍砲兵少尉	陸軍砲兵上等監護
	陸軍工兵大尉	陸軍工兵中尉	陸軍工兵少尉	陸軍工兵上等監護
	陸軍輜重兵大尉	陸軍輜重兵中尉	陸軍輜重兵少尉	
	陸軍屯田兵大尉	陸軍屯田兵中尉	陸軍屯田兵少尉	
監督部士官	陸軍監督補			
軍吏部士官	陸軍一等軍吏	陸軍二等軍吏	陸軍三等軍吏	
軍醫部士官	陸軍一等軍醫 陸軍一等藥劑官	陸軍二等軍醫 陸軍二等藥劑官	陸軍三等軍醫 陸軍三等藥劑官	
獣醫部士官	陸軍一等獣醫	陸軍二等獣醫	陸軍三等獣醫	
軍樂部士官			陸軍一等軍樂長	
軍樂部准士官			陸軍二等軍樂長	

下

	陸軍憲兵曹長
	陸軍歩兵曹長
	陸軍騎兵曹長
	陸軍砲兵曹長 陸軍砲兵監護 陸軍砲兵火工長
	陸軍工兵曹長 陸軍工兵監護
	陸軍輜重兵曹長
	陸軍屯田兵曹長
軍吏部	陸軍一等書記
軍醫部	陸軍一等看護長
獣醫部	陸軍一等看馬長
軍樂部	陸軍軍樂次長

○内務省令第一號

自今左ニ掲ル條件
シ但報告期限ハ別
明治十九年三
一施救規則心得第
幅取擴ノ事　一社
寺創立再興等建設
ノ理葬ヲ求リタル
耕宅地ニ非ザル民
スル事　一廢合神
準シ處分スル事
有地ニ組換並ニ明
四十五號達ニ依リ
明治十三年太政官
校公立專門學校教
土地建物ノ寄附
官有ノ湖沼池等
モノハ此限ニアラ
地ヲ拂下ル事　但
アラズ　一土石
害アルベキモノハ
ヲ土地建物ヲ買上
札下付ノ事　一
賣藥許否ノ事
事　一養魚其他
寺境内一時貸下
役所等建築ノ事
○叙任
農商務大臣
叙勳一等賜旭日大
仝
仝　遞信大臣
○明治十九年三月　文部大臣
任農商務書記官
○辭令
依願御用滑ヲ
（各通）
一　茨城縣下土浦